

特定事業として選定した埼玉県第二庁舎E S C O (Energy Service Company) 事業に係る事業者を選定したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条の規定に基づき、その結果を公表します。

平成26年11月 7日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県第二庁舎E S C O事業に係る事業者選定について

第1 事業者の選定

1 選定会議の設置

学識経験者及び本県職員で構成する「埼玉県第二庁舎E S C O事業提案選定会議(以下「選定会議」という。)」を設置しました。

選定会議の委員は、以下のとおりです。

委員長	高村 淑彦	(東京電機大学 名誉教授)
副委員長	石橋 正二郎	(埼玉県総務部 副部長)
委員	島崎 規子	(城西国際大学大学院経営情報学研究科 教授)
	布施 征男	(E S C O推進協議会 専務理事)
	真砂 和敏	(埼玉県総務部管財課長)
	田嶋 義明	(埼玉県都市整備部設備課長)
	鈴木 幹男	(埼玉県警察本部総務部財務局施設課長)

2 選定方法

選定会議において、「埼玉県第二庁舎E S C O事業提案審査要領(以下「審査要領」という。)」に基づき審査しました。

3 事業者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項公表(埼玉県ホームページに掲載)	平成26年7月 1日
(2) 募集要項等に関する質問受付 (埼玉県ホームページに掲載)	平成26年7月 1日 ~26年7月16日
(3) 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成26年7月22日 ~26年9月26日
(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	平成26年7月25日 ~26年9月26日
(5) 現場ウォークスルー調査	平成26年9月17日

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| (6) 提案書の受付 | 平成26年 7月25日
～26年10月 3日 |
| (7) 第1回選定会議の開催 | 平成26年 7月15日 |
| (8) 第2回選定会議の開催 | 平成26年10月21日 |
| (9) 優先交渉権者等の選定結果公表
(埼玉県ホームページに掲載) | 平成26年10月29日 |

第2 選定結果

1 応募者一覧

次の応募者から提案応募がありました。

No	代表構成員	構 成 員
1	株式会社エネルギーアドバンス	新菱冷熱工業株式会社 株式会社深井設備工事 株式会社シンエイ

3 選定事業者

選定会議で審査した結果、次のとおり選定されました。(別紙「審査の講評」のとおり。)

最優秀提案者

株式会社エネルギーアドバンス・新菱冷熱工業株式会社・株式会社深井設備工事・
株式会社シンエイのグループ

4 優先交渉権者等

「埼玉県第二庁舎ESCO事業提案募集要項」及び「埼玉県第二庁舎ESCO事業提案
審査要領」規定に従い、最優秀提案者を優先交渉権者と決定しました。

第3 評価の結果

1 提案審査結果

審査要領で規定するESCO提案審査評価項目に従い総合的に審査し、最優秀提案が選
定されました。

E S C O 提案審査評価項目表

評 価 項 目	採 点	
	1	
① 15年間の利益総額が大きいこと。	25.0	
② 光熱水費等削減保証額が高いこと。	25.0	
③ 対象建物全体の省エネルギー率が3%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること。	25.0	
④ 対象建物全体の二酸化炭素排出の削減効果が高い等、地球温暖化対策に有効であること。(%)	25.0	
⑤ 夏季(7~9月)・冬季(12月~3月)の電気需要平準化時間帯(8~22時)の電力削減量が大きいこと。(kWh)	25.0	
⑥ ピーク電力(契約電力)の削減量が大きいこと。(kW)	15.0	
⑦ 個別空調を積極的に導入するなど、施設の運用に配慮した提案であること。会議室及び通常執務室(個別空調の導入エリア数)	25.0	
⑧ 資金調達計画が信頼できること。	12.9	
⑨ E S C O 設備に起因にする環境負荷(騒音、振動、大気汚染物質等)の対策が考慮されていること。	11.1	
⑩ 技術提案に具体性・妥当性があること。	12.9	
⑪ 工事施工について施設の運営・業務に支障のないよう考慮された提案であること。	19.3	
⑫ 特殊性・秘匿性の高いエリアの工事施工に配慮された提案であること。(5~9F)	17.1	
⑬ 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること。	11.6	
⑭ E S C O 事業に係る補助金採択の可能性があること。	5.7	
⑮ 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。	15.4	
⑯ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、県にE S C O サービスの提供ができること。	11.5	
⑰ 契約期間終了後の維持管理について提案があること。	10.3	
⑱ 提案が全体としてバランスが優れ、プレゼンテーションの内容が分かりやすいこと。	9.4	
合 計	302.3	

2 V F M (Value for Money) の算出

本事業を特定事業(P F I 事業)として選定する際に用いた前提条件を基に、最優秀提

案によるPFI事業と、県が直接事業を実施する場合の負担額を、現在価値換算額で比較しました。

この結果、最優秀提案は、県が直接実施する場合に比べて、現在価値に換算して、財政負担が12.6%削減されることになります。

第4 最優秀提案の概要

1 省エネルギー率 6.1%

2 二酸化炭素削減率 5.9%
二酸化炭素削減量 265トン/年

3 提案省エネルギー手法

- ア 熱源容量の最適化（空調負荷見直し）
- イ 熱源システムの再構築（新開発・節電型吸収冷温水機の導入、冷温水配管密閉化）
- ウ 搬送動力の削減（ポンプの変流量制御）
- エ 照明設備の省エネ制御（人感センサー自動調光制御付照明）
- オ 節水対策の実施（大便器の洗浄水量調整）

4 各年の光熱水費等削減額 31,478千円/年

5 光熱水費等削減率 14.3%

6 年間光熱水費等削減保証額 28,255千円/年

7 ESCO契約期間 6年間

8 ESCOサービス料 71,280千円/年

埼玉県総務部管財課（設備担当）

住所 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電話 048-830-2598（設備担当直通）

FAX 048-830-4743

別紙 埼玉県第二庁舎E S C O事業に係る提案審査講評

昭和49年に建設された埼玉県第二庁舎の空調機などの設備は、経年劣化が著しく近年の地球温暖化防止や省エネルギー化への対応については限界に達しています。

また、この施設は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく大規模事業所に指定され、平成23年度から平成26年度までの4年間で基準年比平均8%の温室効果ガスの削減が義務付けられています。

そのため、民間のノウハウを生かしたE S C O事業を導入し、最新の機器による省エネルギー対策や二酸化炭素排出量の削減を推進する設備改修を行うこととしました。

このたび、独自性のある効果の高いE S C O事業提案を広く求めたところ、「株式会社エネルギーアドバンス・新菱冷熱工業株式会社・株式会社深井設備工事・株式会社シンエイ」の1グループから応募がありました。

このE S C O事業提案について埼玉県第二庁舎E S C O事業提案審査要領に基づき、応募者によるプレゼンテーションを実施するとともに提案書の審査を行いました。

今回は、1グループのみによる提案でありましたが、以下のとおり優れた内容であったことから株式会社エネルギーアドバンスグループの提案を最優秀提案とし、同社を優先交渉権者とする事としました。

事前の調査では、3.1%の省エネルギー率、年間1,620万円の光熱水費削減額を見込みましたが、最優秀提案者は、6.1%の省エネルギー率、年間3,147万円の光熱水費削減額が見込まれる提案をしており、十分な効果が期待される内容でした。

その内容は、冷却水量を大幅に削減し、節電効果の高い最新式の冷温水発生機の導入や、搬送動力を大幅に低減するポンプのインバータ制御、人感センサー自動調光制御付き照明の採用など、経済性、技術面、環境面でバランスのとれた提案となっています。

さらに、維持管理面では、遠隔診断方式を採用して遠隔保守センターから監視を行うことにより、トラブルの早期発見、迅速な復旧が可能になるなど、従来の保守に比べ作業効率の向上を図ることができる独自性のある提案となっております。

最後に、応募者には多大なる労力をおかけし、貴重な御提案をいただいたことを心からお礼申し上げます。

平成26年10月29日

埼玉県第二庁舎E S C O事業提案選定会議

委員長	高村 淑彦
副委員長	石橋 正二郎
委員	島崎 規子
委員	布施 征男
委員	真砂 和敏
委員	田嶋 義明
委員	鈴木 幹男